

第4章

【3】豊かできれいな自然へ、みんなで自然と共存するまち

◎重点プロジェクト

- 森林、自然公園などの保全や、農地の保全・活用を推進します。
- 河川や海岸環境の保全・整備を促進していきます。
- 野生の動植物の保護や、外来種*などの駆除などの適正管理を図ります。

◆環境指標と目標値

指 標	現状 (H21)		目標 (H31)	担当課
森林面積（天然林）	5,989ha (H19)	→	現状維持	農林水産課
農用地面積	52,821ha (H19)	→	現状維持	農林水産課
海域における環境基準*達成率	100% (H19)	→	100%	環境保全課

◆施策の体系

6. 豊かな緑を守り育てる

① 緑地の保全

- 健全な森林整備・保全対策の推進
- 木材資源の有効利用対策
- 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進
- 市街地などの緑化対策

② 農地の保全・活用

- 農村環境の保全と活用

7. 水辺を守り育てる

- 沿岸域の保全と活用
- 緑と水辺のネットワークづくり

8. 多様な生物を守り育てる

- 希少な動植物の保護対策の推進
- 外来種*、有害鳥獣対策の推進
- 野生鳥獣の保護管理

6. 豊かな緑を守り育てる

① 緑地の保全

【市の取り組み】

■健全な森林整備・保全対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●森林の適正な管理のため、市民による保全活動の促進等を行います。	農林水産課		
●樹木の植栽、生物の生息に適した場所の創造、小動物の移動を可能にする緑地帯の確保等の生態系*に配慮した緑化を推進します。	農林水産課		
●造林、間伐、下草刈りなど適正な森林施業の実施・支援等により、保水・浸透機能の高い森林・農地などを保全します。	農林水産課		
●森林組合が実施する保育管理、間伐等を支援するとともに、生活環境保全林の適切な管理を進めます。	農林水産課		
●松くい虫の防除を実施するなど、保安林の適切な管理に努めます。	農林水産課		
●広葉樹や防風林等の植樹事業の推進を図ります。	農林水産課		
●公共事業や山砂利等の採取に際しては、緑の再生や保全に努めます。	農林水産課		
●森林ボランティアやNPO*の活動による森林保全のネットワークの構築を支援します。	農林水産課		
●林業後継者の育成を図ります。	農林水産課		

■木材資源の有効利用対策

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●地域で伐採された木材、間伐材*の活用を図るとともに、活用推進のための支援を行います。	企画政策課 農林水産課		
●枝木等を基にしたチップ材を、公共施設の路面材や公園整備に利用します。	各施設管理課※1		

■自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●公園整備、再構築の際の住民の要望を把握し、魅力ある公園を図ります。	商工観光課		
●清潔で美しい公園保持のための住民との協働により適切な維持管理を行います。	商工観光課		
●国定公園、県立自然公園等について、県と協働して適切な管理に努めます。	商工観光課		
●公園等の利用状況や問題点について調査します。	商工観光課		

第4章

■市街地などの緑化対策

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●緑化への協力など、市民の緑化活動を促進します。	農林水産課		
●開発事業では、宅地開発等指導要綱の規定に基づいて一定の緑地を確保します。	建設部管理課		
●市民団体、業界団体等の協力を得ながら、国・県道を中心とした主要道路の花壇等に、年間を通じて花の植栽が行われるよう働きかけていきます。	商工観光課		
●マキの木景観(個人の生垣)の保存など、生垣の設置を奨励し、宅地の緑化を促進します。	建設部管理課 商工観光課		
●公共施設における屋上や壁面の緑化を推進します。	財政課		
●街路樹の樹種を見直し、適正な管理を図ります。	建設部管理課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 緑の基金等、緑を守る運動に協力していきます。
- 私有地内の屋敷林や巨木、古木等の保存に努めます。
- 地域の公園作りには、計画・設計段階から参加します。
- 街路樹の樹種選定や保全、管理などへ積極的に参加します。
- 公園や緑地の緑を大切にし、緑化への理解を深めます。
- 公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に協力します。
- 民家に接した雑木林や屋敷林などの自然環境の保全や緑化運動に積極的に参加します。
- 積極的に自宅の庭に樹木を植える、生垣を設ける等により緑化を推進します。
- 生け垣や花壇、庭やベランダ、屋上などで花や樹木を育て、緑とふれあう機会を創出します。
- 森林の所有者は、間伐や下草刈など適切な維持・管理に努めます。
- 自然観察会や自然体験学習会等に参加・協力します。

【滞在者の取り組み】

- 自然体験型のイベント（観察会や学習会）に参加します。

【事業者の取り組み】

- 開発事業などを行う際には、植林などによる緑の保全や再生、及び自然環境を保全するよう努めます。
- 自然環境に影響を及ぼす可能性のある開発事業などに関しては、十分な事前調査を行うとともに、情報公開を行います。
- 自社の所有地に隣接する雑木林の清掃等の管理に協力します。
- 雑木林に悪影響を及ぼすような、日照の阻害、排気ガスの放出、廃棄物の投棄などはありません。
- 自社の所有地に、緩衝緑地帯としての植樹や生垣の設置を行い、緑化に努めます。
- 自社のグラウンドや緑のスペースを市民に開放します。
- 雑木林や里山などの保全活動へ協力します。
- 公園や緑地の保全に協力します。
- 森林地域では、動植物に悪影響を与えるような大規模な開発を実施しないなど、生態系*の維持・保全に努めます。
- 自然観察会や自然体験学習会等、市民が自然とふれあう活動を支援します。
- 自社所有地内に、樹木を植える、生垣を設ける等により緑化を推進します。
- 事業所の敷地内に花壇を設置するなど、緑化に努めます。
- 所有する森林・農地の管理に努めます。



第4章

② 農地の保全・活用

【市の取り組み】

■ 農村環境の保全と活用

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●「中山間地域等直接支払制度」の活用などにより、農地の適正な管理を促進します。	農林水産課		
●効率的な農地利用ができるような支援策を講じて、利用促進を図ります。	農林水産課 農業委員会		
●農村環境計画により、地域の合意形成を図りながら、ほ場整備、農道等の整備を促進します。	農山漁村整備推進課		
●遊休農地の草刈りなど適切な管理の指導を行います。	農林水産課 農業委員会		
●遊休農地を活用するため、農業者の意見を関係機関に打診します。	農林水産課 農業委員会		
●観光農園化するなど遊休農地の活用を支援します。	農林水産課 観光プロモーション課		
●農業経営の近代化を図ります。	農林水産課 農業委員会		
●地域特産物の開発と育成を図ります。	農林水産課 観光プロモーション課		
●農産物の独自認証事業を検討します。	企画政策課		
●農産物のトレーサビリティ*確保に関する事業を推進します。	企画政策課 農林水産課		
●地元直営の地域特産物等販売所の設立・支援を図ります。 (浜、港など)	農林水産課		
●観光PRのため、地元の農産物直売所の拡大や農産物販売による支援を図ります。	農林水産課 観光プロモーション課		
●市民農園の設立・運営を図ります。	農林水産課		
●有機栽培や減農薬栽培など、安全で安心な人と環境にやさしい環境保全型農業*を推進します。	企画政策課 農林水産課		
●環境保全型農業*の推進のために、千葉県などと協力して講習会や研究会を企画するなど、積極的に住民への啓発活動を展開します。	企画政策課 農林水産課		
●採種など燃料として活用可能な植物を栽培します。	農林水産課		
●農業の経営体質の強化、安定化の支援を図ります。	農林水産課		
●就農支援事業の実施を図ります。	農林水産課		
●多様な担い手の確保と育成を図ります。	農林水産課		

●グリーン・ブルーツーリズム*の推進を図ります。	観光プロモーション課		
--------------------------	------------	--	--

【市の取り組み】の実施状況について	
■	実施中
■	5年以内に実施
■	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 有機農法により作られた農作物や、環境保全型農業*による農作物を率先して購入していきます。
- 農業者との交流や農業体験、講習会などを通じ、農業への理解を深めます。
- 援農ボランティアへ参加します。

【滞在者の取り組み】

- 市内で生産された農産品を購入する際には、有機農法や環境保全型農業*により生産された物を率先して購入します。
- 農業体験や援農ボランティアへ参加します。

【事業者の取り組み】

- 市民農園の利用者に対し、技術指導や農具の貸し出しを行い、市民の農業体験を支援します。
- 農地を保全するため、関係機関との協議を行います。
- 休耕地については、他の農業者や市への貸出や農作業体験の受け入れなどの有効活用を行います。
- 環境保全型農業*を推進します。
- 有機農法や循環型農法などにより、安全な農作物を市民に提供します。
- 農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組みます。
- 農産物の販売時には地元産の表示を行います。
- 農業を守るため、子どもたちの農業体験や、地元の農産物を食する機会が得られるように協力します。



第4章

7. 水辺を守り育てる

【市の取り組み】

■沿岸域の保全と活用

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●砂浜など海岸線の保全について、県へ要請を図ります。	建設課		
●県やボランティア団体等と協働して、磯根や里海など海辺環境の美化・保全に努めます。	農林水産課 環境保全課		
●海辺や水辺の美化活動に取り組む市民団体などをPRし、活動を支援します。	環境保全課 観光プロモーション課		

■緑と水辺のネットワークづくり

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●親水公園など自然とふれあえる水辺の整備を進めます。	農山漁村整備推進課 商工観光課		
●自然の生態系*回復を図ることの重要性を学校教育やアドバイザーの派遣による環境学習などを通じ啓発します。	環境保全課 学校教育課		
●河川敷を整備するときは事前に住民に知らせるよう要請します。	建設課		
●国定公園、県立自然公園等について、県と協働して適切な管理に努めます。	商工観光課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 海辺などでごみを捨てることはせず、持ち帰りを徹底します。
- 海辺や川辺の草刈や、漂着ごみ・不法投棄されたごみの回収などの清掃活動へ参加します。
- 海辺や川辺へ、ごみの不法投棄を「しない」、「させない」を徹底します。
- 海辺で遊ぶ際には、水辺を汚さないようにします。
- 湧水の大切さを理解し、保全に努めます。
- 釣りをした後は、釣り針の残骸などを残さないようにします。
- 川や海を汚さない利用を心がけます。
- 海を汚すような撒き餌はしません。

【滞在者の取り組み】

- 海辺などでごみを捨てることはせず、持ち帰りを徹底します。
- 海辺で遊ぶ際などは、水辺を汚さないようにします。
- 釣りをした後は、釣り針の残骸などを残さないようにします。
- 海を汚すような撒き餌はしません。

【事業者の取り組み】

- 水辺を保全することの大切さを社員に教育します。
- 開発事業などを行う際には、自然環境を保全するよう配慮します。



第4章

8. 多様な生物を守り育てる

【市の取り組み】

■希少な動植物の保護対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●生息する貴重な生物の調査と保護を図ります。	環境保全課		
●開発や造成工事などを行う際は、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、影響を回避あるいは最小限に抑えるよう指導します。	環境保全課		

■外来種*、有害鳥獣対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●外来種*や生態系*を乱すおそれのある動植物の栽培、放獣、放流防止を啓発します。	環境保全課		
●シカ、イノシシ等有害鳥獣などの捕獲を推進するとともに、防護柵の設置を支援します。	農林水産課		
●中山間地域における有害鳥獣などによる農作物への被害防止対策を講じます。	農林水産課		

■野生鳥獣の保護管理

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●山林の地権者等の協力を得ながら野鳥の生息環境の保全と創出を図っていきます。	農林水産課		
●農林業に携わる事業者とともに農林業と野生生物との共存のあり方等を検討していきます。	農林水産課		
●狩猟のルールやマナーの遵守を徹底します。	農林水産課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 外来種*の魚類の放流など、自然の生態系*を乱すような生物は放しません。
- 飼育方法・マナーを理解し、不妊手術するなどして飼いきれなくなったペットを捨てません。
- 野生動物にみだりにえさをやりません。
- 希少な動植物を、勝手にその生息地から持ち出しません。
- 消毒薬や殺虫剤、除草剤などの使用を自粛します。
- 農薬については、使用方法・使用量を守り、適正に使用します。
- 市内に生息する動植物・生態系*への関心を持ち、希少生物などを愛護します。

【滞在者の取り組み】

- 外来種*の魚類の放流など、自然の生態系*を乱すような生物は放しません。
- 野生動物にみだりにえさをやりません。
- 希少な動植物を、勝手にその生息地から持ち出しません。

【事業者の取り組み】

- 開発事業などを行う際は、自然環境や地域の生態系*に配慮して行います。
- 地域の生態系*を乱すような外来の動植物の販売には、国などの指導に従って細心の注意を払います。
- 事業活動において、自然の生態系*を乱すような生物を池や川などの自然環境に持ち込みません。

